

令和7年7月18日の

運用開始時に**施工中の工事**は**届出**が必要です

新潟市は**令和7年7月18日**に規制区域を指定し、**盛土規制法の運用を開始**します。
新潟市内で工事を行う場合は、新潟市の基準で運用し、新潟市が届出の窓口になります。
運用開始日より前に工事に着手し、運用開始日以降も工事を行う場合、**運用開始日から21日以内**に
法第21条第1項又は第40条第1項に基づく**届出**を行う必要があります。

届出提出期間

令和7年 **7/18(金) ~ 8/8(金)**

届出対象となる行為と必要な届出

赤文字：工事の届出書の提出対象**青文字**：工事の届出書及び図面等の提出対象

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖※を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖※を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

標高差1m超 (注)

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

標高差1m超 (注)

(注) ⑤⑦において、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が全ての位置において1メートルを超えない場合や、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高の差が全ての位置において1メートルを超えない場合は届出は不要です。

提出書類について

赤文字	届出書	明示すべき事項など 詳細はこちらから→
青文字	届出書・位置図・地形図・土地の平面図・写真その他の書類	

代理人が申請を行う場合は委任状が必要です。

提出された届出の内容については、法第21条第2項又は第40条第2項、省令第54条又は第84条の規定に基づき、HPで公開されます。

提出先・お問い合わせ

新潟市役所 都市政策部 都市計画課 開発審査・景観担当

住所 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

電話 025-226-2825

メール tokei@city.niigata.lg.jp

